

第1章
まちづくり基本計画とは



第1章 まちづくり基本計画とは

第一章

まちづくり基本計画とは

1-1 まちづくり基本計画策定の趣旨

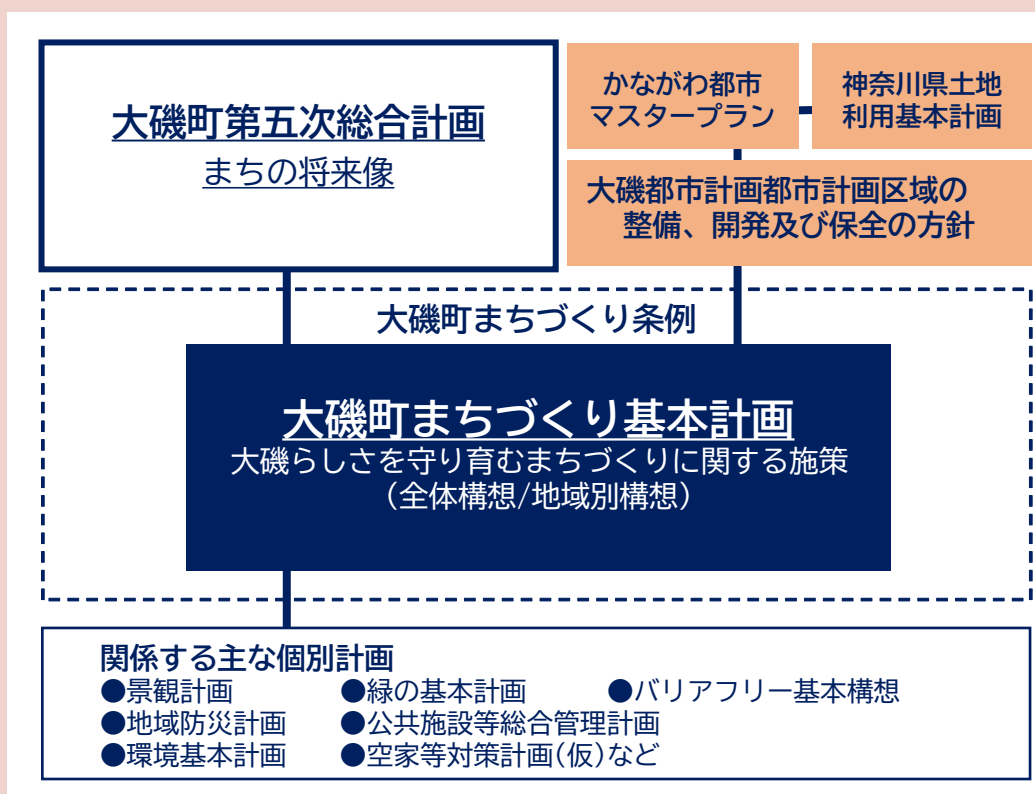
大磯町は、先人から受け継いだ歴史や文化を大切に、恵まれた自然環境と調和しながら発展してきました。

当初のまちづくり基本計画の策定から15年が経過した現在では、本格的な総人口減少、少子・超高齢社会に突入し、特に高齢者や子育て世代にとって、安心して快適な生活を送ることができる環境を実現するとともに、持続可能な自治体運営を進めていくことが大きな課題となっています。

今後は、新型コロナウイルス感染症の影響も含め、時代の流れを見据えた「まちの将来像」の実現に向けた土地利用・空間づくりの取り組みを進めるとともに、先人たちが培ってきた生活環境・空間環境を守り育みながら、新たな課題に柔軟に対応できるまちづくりに関する施策を、総合的かつ計画的に推進するために「大磯町まちづくり基本計画」を策定します。

1-2 まちづくり基本計画の位置づけ

大磯町まちづくり基本計画とは、まちづくり条例に位置付けられた計画で、都市計画法の市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市マスタープラン）を包含し、町の土地利用計画の基本となるとともに、大磯町総合計画の実現を支えるまちづくりの基幹的な計画となります。





1-3 まちづくり基本計画の構成

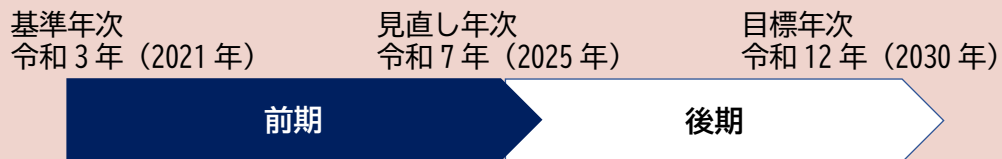
(1) 対象区域

まちづくり基本計画の対象区域は大磯町全域とします。



(2) 計画目標年次

まちづくり基本計画の基準年次は令和3年度、目標年次は総合計画との整合を図り10年後の令和12年、おおむね5年毎に計画の評価、見直しを行います。



(3) 構成

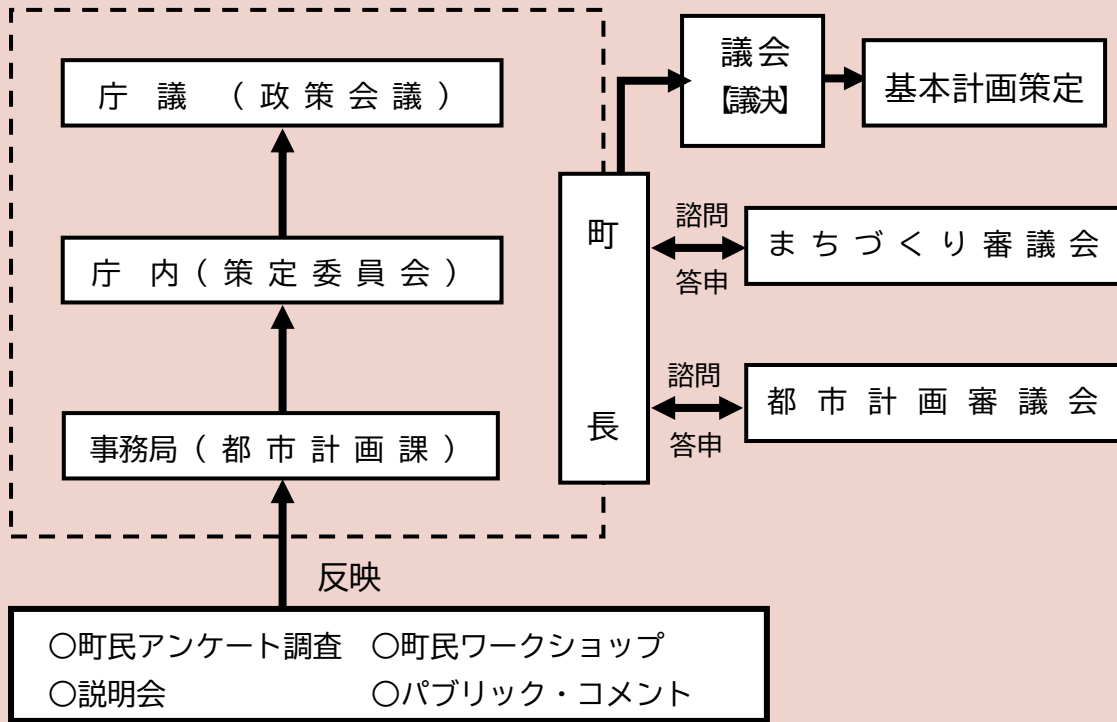
まちづくり基本計画は以下の構成とします。

第1章	まちづくり基本計画とは ⇒ 計画の策定主旨及び構成
第2章	現況と課題 ⇒ 大磯町の現況、特性、課題の整理
第3章	全体構想 ⇒ まちづくりの目標及びテーマ別の方針
第4章	地域別構想 ⇒ 全体構想に基づく地域づくりの方針
第5章	実現方策 ⇒ 計画の進め方や役割分担



1-4 まちづくり基本計画の策定の体系

まちづくり基本計画は、以下のような体系で策定します。



1-5 まちづくり基本計画の役割

まちづくり基本計画は、次のような役割を持っています。

- 1) まちづくり基本計画は、町の土地利用計画と都市計画の基本となります。
- 2) まちづくり基本計画は、まちづくりに係る部門別計画を調整する指針となります。
- 3) まちづくり基本計画は、町民、事業者、行政の共通のまちづくりの目標となります。

1-6 まちづくり基本計画とまちづくり条例との関係

まちづくり条例は平成 14 年4月1日から施行され、大磯らしさを守り育むために、大磯らしさを表すまちづくり基本計画の策定、町民主体のまちづくり、開発事業の手続きなどについて、基本的な仕組みやルールを定めたものです。

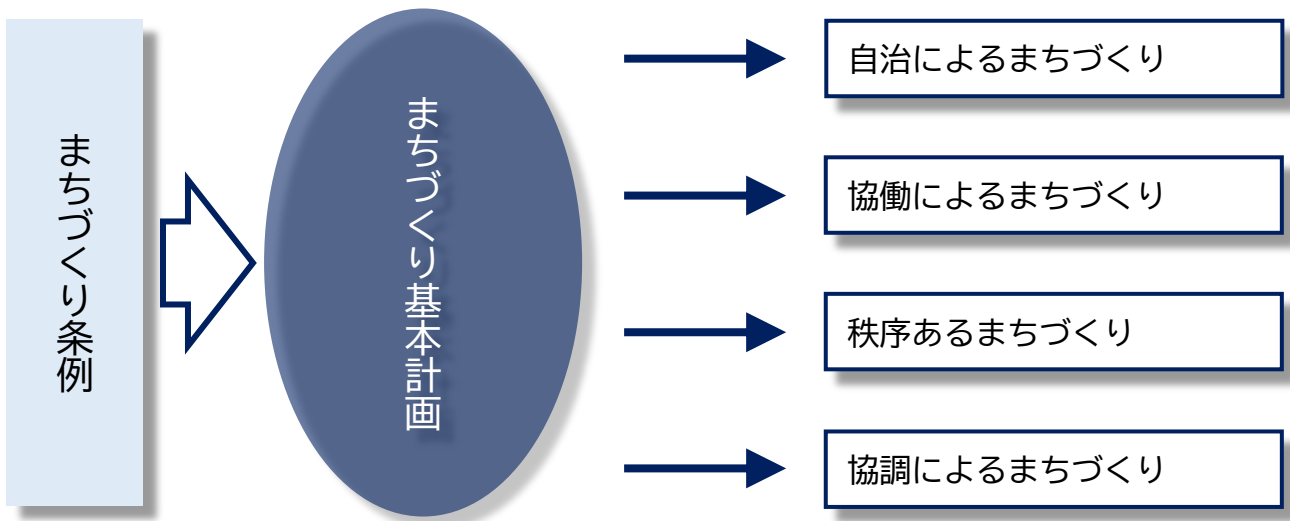
まちづくり基本計画は、まちづくり条例の根幹に位置づけられ、自治によるまちづくりなどの他の仕組みへとつながるようになっていきます。

その関係を図で表すと次頁のようになります。

なお、開発事業では、この計画への適合が必要になるとともに、助言提案（まちづくりの視点からまちづくり審議会が助言・提案すること）や開発事業の審査の指針ともなります。



◇まちづくり基本計画とまちづくり条例の関係



まちづくり条例の構成 (第4章～第7章)

自治によるまちづくり

町民自ら地区の将来の目標を定め、町の各種支援の下に主体的に進めるまちづくり。地区まちづくり協議会による地区まちづくり計画の策定を支援し、まちづくり基本計画の地域別構想に地区まちづくり協定を位置づけます。

協働によるまちづくり

都市施設の整備、まち並み景観の形成等の地区の整備、開発又は保全を図るために、町が主体的に進めるまちづくり。まちづくり基本計画や地区まちづくり協定に位置づけられた事業を実施します。

秩序あるまちづくり

都市計画に関する町の手続きについて町民参加を充実させ、町民の意見を反映して進めるまちづくり。まちづくり基本計画に基づき都市計画の活用を図り、地区まちづくり協議会による地区まちづくり協定に基づいた都市計画の申し出ができます。

協調によるまちづくり

開発事業の協議調整を透明で公正な手続きの下に進めるまちづくり。開発事業のまちづくり基本計画への適合を義務づけ、地区まちづくり協定による基準は開発事業の基準として位置づけます。



1-7 上位・関連計画

まちづくり基本計画に関連する県・町の上位計画は次のとおりです。

(1) かながわ都市マスタープラン（神奈川県）

1) 計画の概要

- 策定年度：平成 19（2007）年 10 月改定（平成 25 年 3 月に津波対策編追加による一部改訂）
- 目標年次：令和 7（2025）年
- 県土・都市像：「地域の個性を伸ばし、やすらぎと活力を感じる都市 かながわ」
- 県土・都市づくりの方向性
 - ①環境と共生した安全性の高い県土の形成
 - ②自立と連携による活力ある県土の形成

2) 大磯町の位置づけ

大磯町は湘南都市圏域に属しています。この都市圏の都市づくりの目標は以下のとおりです。

- ・山なみをのぞみ、海と川が出会い、歴史を生きし文化を創造する都市づくり
「環境共生」の方向性は以下のとおりです。
- ・地域ブランドを構築・発揮する魅力ある都市空間の形成（複合市街地ゾーン）
- ・海と山の魅力を融合させる土地利用（環境調和ゾーン）
- ・新たな魅力を生み出す山や森林等の保全・活用（自然的環境保全ゾーン）
「自立と連携」の方向性は以下のとおりです。
- ・「相模湾軸」の整備・機能強化に向けた新湘南国道の整備促進

(2) 大磯都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（神奈川県）

1) 計画の概要

- 策定年度：平成 28（2016）年 11 月告示
- 目標年次：令和 7（2025）年
- 県土・都市像：「地域の個性を伸ばし、やすらぎと活力を感じる都市 かながわ」
- 都市づくりの目標
 - ①自然と共生するまち
 - ②歴史が重層するまち
 - ③安心して暮らしやすいまち
 - ④特性を活かす産業のまち

(3) 大磯町第五次総合計画基本構想

1) 計画の概要

- 策定年度：令和 3 年度（2021 年度）
- 目標年次：令和 12 年度（2030 年度）
- 将来像：「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」
- 基本理念
 - ①郷土の誇りとくらしの親和
 - ②つながりと創生
- 施策の大綱
 - ①安全安心でいきいきとくらせるまちづくり
 - ②町民の力や知恵が集まるまちづくり
 - ③快適でくらしやすいまちづくり
 - ④心豊かな人を育むまちづくり
 - ⑤元気や活力が生まれるまちづくり